

余市町ふるさと応援寄附一括代行業務委託仕様書

1 委託業務名

余市町ふるさと応援寄附一括代行業務委託

2 業務目的

余市町ふるさと応援寄附を通して、余市町のまちづくりを応援していただく方々を広く募集するにあたり、寄附者の利便性の向上及び謝礼品の贈呈による町特産品等のPR拡大を図ることを目的として、各種ふるさと納税ポータルサイトの整備、各種業務の迅速かつ正確な処理、新規謝礼品の掘り起こし及びポータルサイト上での謝礼品の効果的なPR等を行うべく、専門的知識を有する事業者には業務を委託する。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

※ なお、本業務におけるふるさと納税による寄附の受付については、令和4年4月1日に開始することとし、受付開始までの間に、引継ぎ及びシステム等の準備を行うものとする。

また、当該準備は受託者の責任において行い、費用等については受託者が負担するものとする。

4 委託業務の概要

- (1) 受託者は、次表に掲げるポータルサイト経由の寄附に関して、次に掲げる業務を行い、必要に応じてポータルサイトの拡充を行うこと。
 - ア 余市町にふるさと応援寄附の申込みとクレジットカード等による納付ができる環境を整備すること。
 - イ 寄附者の希望する謝礼品の取りまとめ・発送管理を行うこと。
 - ウ 余市町ふるさと応援寄附に関する問い合わせに対応すること。
 - エ システムを利用した寄附者情報の一元管理、ポータルサイト上での寄附者情報の修正・更新・保守管理を行うこと。

ポータルサイト名	運営事業者
ふるさとチョイス(パートナサイト経由含む)	株式会社トラストバンク
楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社
ふるなび	株式会社アイモバイル
ANAのふるさと納税	全日空商事株式会社
ふるさとぷらす	株式会社エスツー
JALのふるさと納税	株式会社JALUX
さとふる	株式会社さとふる
ポケットマルシェのふるさと納税	株式会社ポケットマルシェ
ふるさと納税NFT	株式会社あるやうむ

- (2) 寄附者への寄附受領証明書・ワンストップ申請書等の発送・管理を行うこと。
- (3) 新たな返礼品及び新規返礼品提供事業者の開拓・調整等に関する業務を行うこと。
- (4) 受託者は余市町ふるさと応援寄附のプロモーションに関する業務を行うこと。

5 委託業務の詳細

- (1) 4 委託業務の概要の(1)アに関すること。

受託者は以下の条件を満たす業務を行うこと。

- ア ポータルサイトから寄附の申込及び寄附金の使途指定ができること。
- イ 寄附者がワンストップ特例の希望の有無を指定できること。
- ウ 寄附者が寄附者情報の公表に対する希望の有無を指定できること。
- エ 寄附者が寄附金の納付方法について選択できること。
- オ クレジットカード等の電子的決済方法による納付と連携させること。ただし、ふるさとチョイスにおいては郵便振替・口座振込・現金書留の方法による納付とも連携をさせること。
- カ 各ポータルサイト上での情報の修正・更新・保守管理等を行うこと。
- キ 各ポータルサイトでの手続きに対し、寄附者へ電子メールにより通知ができること。
- ク 余市町から寄附行為が無効となった旨の通知を受けた場合、寄附者に対し、期間を定めて受領済の謝礼品を余市町に返還すべきことを通知すること。なお、期間内に返還できない場合には、寄附金額から謝礼品相当金額を控除した残金のみを返還する旨を寄附者に通知し、当該通知内容を余市町に報告すること。
- ケ 各ポータルサイトによらない寄附の申出があった場合にも、同様の対応を行うこと。
- コ 返礼品の掲載について新規返礼品の登録及び既存返礼品の情報変更を、本町が承認してから2週間以内に寄附申込の受付開始が可能であること。

- (2) 4 委託業務の概要の(1)イに関すること。

受託者は以下の条件を満たす業務を行うこと。

- ア 寄附金額に応じた謝礼品を寄附者に発送すること。ただし、ふるさとチョイスにおいては謝礼方式はポイント引換え方式を活用することを可能とし、この場合、余市町からポイントの確定情報を受けた場合、速やかに寄附金額に応じたポイントを寄附者に発行し、そのポイントの範囲内で寄附者が謝礼品と交換できること。
- イ 寄附者から申し込みのあった謝礼品を謝礼品提供事業者に発注し、その代金及び送料を清算すること。
- ウ ポイント引き換え方式の場合、ポイントは5千円あたり25ポイントを発行するものとし、5千円以降は1千円毎に5ポイントを発行すること。
- エ ポイント引き換え方式の場合、ポイントの有効期限は、発行日から2年間とすること。ただし、すでにポイントを保有している寄附者がポイントの有効期限内に新たな寄附を行った場合は、すべての保有ポイントの有効期限を新たなポイント発行日から2年間とすること。

オ ポイントの有効期限が残り2カ月となっても寄附者から謝礼品の指定がない場合は、メールにより寄附者に交換の催促を行い、ポイントが失効した場合は、有効期限切れポイントに0.8を乗じた金額を余市町に返還すること。

カ 寄附者のポイント保有上限値を25,000ポイントと定め、それを超えないようにポイントの発行を管理すること。

キ 余市町からの求めがあるときは、必要に応じ、謝礼品の現物及び謝礼品の送付記録を余市町に提示すること。

ク 謝礼品提供業者が謝礼品の配送にあわせて自社の商品のパンフレット等の同梱を希望する場合は、余市町のPR及び商品の説明等の内容に限りそれを許可し、政治的・宗教的・個人的な思想を含むものは同梱させないこと。

ケ 寄附者から申し込みのあった謝礼品について、やむをえない事情により代替品による対応となった場合には謝礼品提供事業者及び寄附者と調整をはかること。

コ 寄附者からの謝礼品に対する問い合わせ及びクレーム等に対応すること。

サ 謝礼品の在庫状況を管理し、必要に応じ、各ポータルサイト上で申し込みの停止等の対応をとること。

シ システム上で謝礼品の配送状況が確認でき、随時集計ができること。

ス 謝礼品の配送について、謝礼品提供事業者に対し、謝礼品の汚損や落下等による破損、盗難及び紛失等による情報漏えいを防止するため、所要の措置を講ずるよう指示・助言等を行うこと。

セ 余市町は、寄附者に対し、謝礼品の契約不適合責任を負担しないが、謝礼品提供事業者は、寄附者に対し、契約不適合責任を負担するため、責任問題が発生したときは、仲介し対応すること。

(3) 4 委託業務の概要の(1)ウに関する事。

受託者は以下の条件を満たす業務を行うこと。

ア 問い合わせに対し、電話又は電子メール等により、情報提供その他の回答を行うことができること。

イ 問い合わせの内容及び対応状況、行政に関する質問等については、必要に応じ、余市町に報告又は転送すること。

ウ 問い合わせに対応するためのコールセンターを設けること。

(4) 4 委託業務の概要の(1)エに関する事。

受託者は以下の条件を満たす業務を行うこと。

ア 寄附者からの納付を確認した際に、お礼状及び寄附金受領証明書のほか寄附金税額控除特例申請書に関する必要な書類を寄附者に送付し、また、寄附者からの求めにより謝礼品を記載した書類を発送すること。

イ 寄附者の情報及び寄附金納付状況を随時管理し、これらを随時入出力することが可能なシステム(以下「システム」という。)を余市町と共有できる仕様で提供すること。

(5) 4 委託業務の概要の(3)に関する事。

受託者は以下の条件を満たす業務を行うこと。

ア 余市町の意向に沿った謝礼品の発掘・提案を行い、商品の取りまとめを行うこと。

- イ 謝礼品提供事業者と謝礼品に関わる契約を締結すること。
- (6) 4 委託業務の概要の(4)に関すること。

受託者は以下の条件を満たす業務を行うこと。

- ア 各ポータルサイトにおいて余市町に関する専用ページを作成し、余市町が承諾したすべての謝礼品及び余市町の魅力をPRするような情報発信等を行うこと。
- イ 余市町は受託者の承認を得て、受託者が作成したポータルサイト等に掲載している情報を修正または複製して使用することができること。
- ウ インターネット等各種メディアを活用したプロモーションに努めること。
- エ 受託者はウとは別に余市町からの指示によりプロモーションを寄附受入額の最低1%の範囲内で行うこと。ただし、1%を超える部分については受託者が負担すること。

6 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の履行にあたり個人情報を含む余市町の情報資産の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため適切な管理を行うこと。

また、この業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7 業務の再委託の禁止

本業務の全部もしくは一部について、再委託は原則認めない。ただし、書面により余市町の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 その他の留意事項

(1) 法令の準拠

受託者は、本業務の実施に当たり、次に記載する法令等を準拠し実施するものとする。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 余市町の条例、規則並びに要綱
- ウ その他関係法令通達等

(2) 契約の解除

余市町は、受託者が契約に定める業務を履行しないとき、又は履行に当たり不正な行為を行ったときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(3) 疑義

本仕様書に記載のない事項であっても目的の遂行上当然に必要なと認められるものは、業務の範囲とする。受託者は当該事項に疑義が生じた場合は、余市町と協議し、余市町の指示に従い業務を履行すること。

(4) 報告及び検査

余市町は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必

要事項について、報告を求め、検査を行うことができるものとする。

(5) 電子公印

寄附金受領証明書及びお礼状を印刷する際に使用する電子公印の印影を不正に変更してはならない。また、契約期間が終了した時は、速やかに余市町に返却し、データを破棄すること。

(6) 著作権の取扱い

ア 受注者が納品する成果物にかかる著作権は、余市町に帰属するものとし、余市町による二次利用を可能とする。

イ 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受注者が負うものとする。

(7) その他

本業務は令和6年3月31日までの受付分の寄附にかかる業務であるが、令和6年4月1日以降の寄附受付にかかる本業務を受注する事業者に対して、本業務の履行に必要な情報として、既存の謝礼品ページ及び情報・画像・その他必要な情報等を引き継ぐこと。引継ぎに要する費用は委託料に含むこととする。